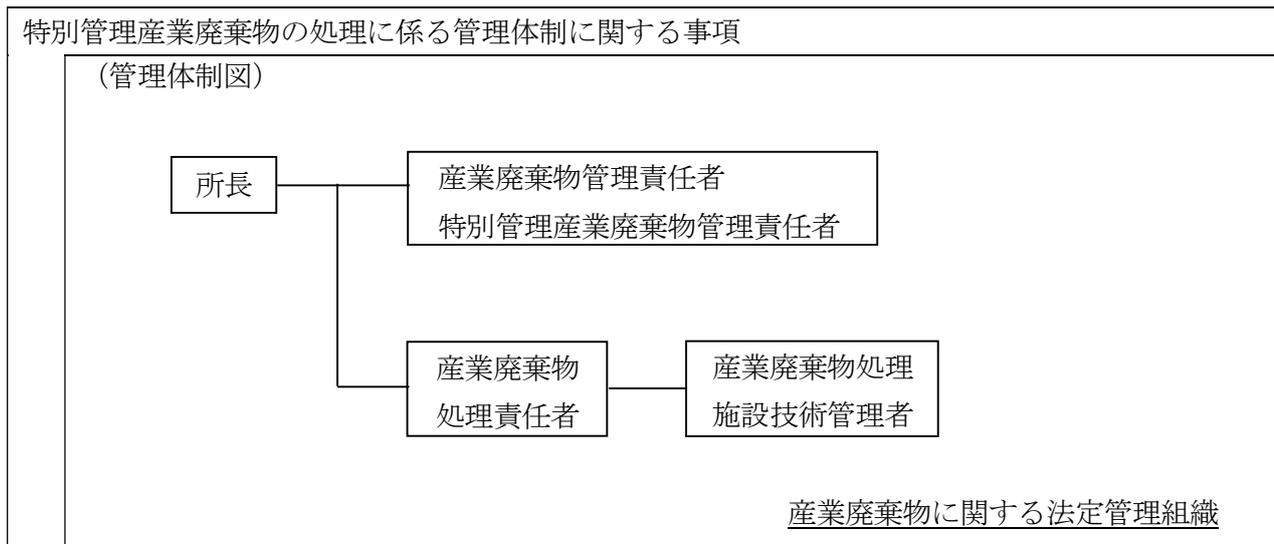


様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和5年6月8日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 愛知県知多市北浜町25番地 氏 名 ENEOS株式会社 製造部知多事業所 所長 井上 雅陽 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0562-32-3211	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ENEOS株式会社 製造部知多事業所
事業場の所在地	愛知県知多市北浜町25番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	コード17 石油製品・石炭製品製造業
② 事業の規模	製品出荷額 0円 (令和4年度実績)
③ 従業員数	18人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	引火性廃油 →焼却後、燃料化 引火性廃油 (ベンゼン含有) →焼却後、燃料化 腐食性廃酸 →中和後、河川放流 腐食性廃アルカリ →中和後、河川放流 特定有害廃水銀等 →焙焼/破碎後、原料化 特定有害汚泥 (ベンゼン含有) →凝集沈殿後、セメント原料化 特定有害廃油 →焼却後、燃料化 特定有害廃アルカリ →焼却後、燃料化



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
排出量	〃	-	
	(これまでに実施した取組) ・有用な金属等を含む金属スクラップ・廃触媒、燃料油処理できるタンクスラッジ（廃油）について、有価物としての再利用を継続的に実施し排出量の削減に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
排出量	〃	-	
	(今後実施する予定の取組) ・有価物としての再利用を推進し、廃棄物の排出抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・法に基づき分別している。 ・種類毎に混在しないよう注意し、保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の対応を継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	-	-
(これまでに実施した取組) 特に無し			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	-	-
(今後実施する予定の取組) 特に無し			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	全処理委託量	〃	-
	優良認定処理業者への処理委託量	〃	-
	再生利用業者への処理委託量	〃	-
	認定熱回収業者への処理委託量	〃	-
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	〃	-
	(これまでに実施した取組) ・最終処分率の低減の為、再資源化を実施している処理業者との契約を優先している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	-
	全処理委託量	〃	-
	優良認定処理業者への処理委託量	〃	-
	再生利用業者への処理委託量	〃	-
	認定熱回収業者への処理委託量	〃	-
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	〃	-
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分率の低減の為、再資源化を実施している処理業者との契約を優先する。 ・法令の遵守および廃棄物管理の強化として、管理業務の一部を専門業者へ外注化し運用する。 			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙のとおり	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストを導入済みであり、今後も運用を継続する。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

項 目			産業廃棄物の種類									
			引火性廃油	引火性廃油 (ベンゼン含有)	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	特定有害廃PCB等	特定有害廃水銀等	特定有害汚泥 (ベンゼン含有)	特定有害廃油 (四塩化炭素、トリクロロ エチレン、ベンゼン含有)	特定有害廃アルカリ (ベンゼン含有)	合計
産業廃棄物の排出抑制に 関する事項	排出量	①現状 (前年度)	23.1	614.3	0.0082	44.4	0.00	1.3	804.3	72.3	535.9	1,559.8
		②計画 (目標)	5.0	60.0	0.0000	0.0	1.02	10.0	0.0	10.0	0.0	86.0
自ら行う産業廃棄物の再 生利用に関する事項	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	①現状 (前年度)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
		②計画 (目標)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
自ら行う産業廃棄物の中 間処理に関する事項	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	①現状 (前年度)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
		②計画 (目標)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
	自ら中間処理により減量 した産業廃棄物の量	①現状 (前年度)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
		②計画 (目標)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
自ら行う産業廃棄物の埋 立・海洋処分に関する事項	処分量	①現状	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
		②計画 (目標)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
産業廃棄物の処理の委 託に関する事項	全処理委託量	①現状 (前年度)	23.1	614.3	0.0082	44.4	0.00	1.3	804.3	72.3	535.9	1,559.8
		②計画 (目標)	5.0	60.0	0.0000	0.0	1.02	10.0	0.0	10.0	0.0	86.0
	優良認定業者への 処理委託量	①現状 (前年度)	23.1	614.3	0.0082	44.4	0.00	1.3	804.3	72.3	535.9	1,559.8
		②計画 (目標)	5.0	60.0	0.0000	0.0	1.02	10.0	0.0	10.0	0.0	86.0
	再生利用業者への 処理委託量	①現状 (前年度)	23.1	579.4	0.0082	44.4	0.00	1.3	425.5	72.3	171.6	1,146.1
		②計画 (目標)	5.0	60.0	0.0000	0.0	1.02	10.0	0.0	10.0	0.0	86.0
	認定熱回収業者への 処理委託量	①現状 (前年度)	—	34.9	—	—	—	—	378.8	0.0	364.3	413.7
		②計画 (目標)	—	0.0	—	—	—	—	0.0	10.0	0.0	10.0
	認定以外の熱回収を行 う業者への処理委託量	①現状 (前年度)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
		②計画 (目標)	—	—	—	—	1.02	—	—	—	—	1.0
電子情報処理組織の使 用に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物を除く。)	①現状 (前年度)	23.1	614.3	0.0082	44.4	PCBの為、 対象より除外	1.3	804.3	72.3	535.9	1,559.8
		②計画 (目標)	5.0	60.0	0.0000	0.0	PCBの為、 対象より除外	10.0	0.0	10.0	0.0	85.0